

平成 27 年度

事 業 報 告 書

[平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで]

一般財団法人 神 道 文 化 会

平成 27 年度事業報告書

I、実施事業(継続事業 1 定款第4条 1 号から第 5 号)

1、神道の思想・文化に関する研究及び情報提供

(1) 学術研究書「神道文化叢書」の企画・編集

神道の思想や文化に関する高度な学術研究について公表の機会を提供するため、「神道文化叢書」を刊行している。本年度は第 41 輯『千古の流れ 近世神宮考証学』吉川竜実氏著を平成 28 年 6 月 30 日に刊行。

(2) 機関誌「神道文化」の発行

神道文化の普及、神道精神の昂揚を目的として、機関誌を発行している。随筆、対談(座談会)、学術小論文等を掲載。本年度は第 28 号を平成 28 年 6 月 30 日に発行。

《座談会の開催(本誌に掲載)》

- ・日 時 平成 28 年 3 月 19 日(木)
- ・場 所 東京大神宮マツヤサロン
- ・出席者 武田幸也氏(國學院大學研究開発推進センター助教)、藤本頼生氏(國學院大學准教授)、菅浩二氏(國學院大學准教授)、櫻井治男氏(皇学館大学特別教授/司会)、浅山雅司(本会事務局長)

以上 5 名

- ・テーマ 「神宮奉斎会とは何だったのか」

2、講演

毎年 1 回「神道文化」をテーマにした公開講演会や大学教授らによるミニシンポジウムを開催している。

対象：一般公衆(ホームページ、ポスター掲示、チラシ配布、ダイレクトメール等により参加者を募集)

《講演会の開催》

- ・日 時 平成 28 年 6 月 18 日(土) 午後 1 時より午後 3 時 40 分まで
- ・場 所 國學院大學渋谷キャンパス (常磐松ホール)
- ・テーマ 「神話と神道文化」
- ・講 演 I 「現代と神話の読まれ方」
平藤喜久子氏(國學院大學研究開発推進機構准教授)
- ・講 演 II 「古代の神話の読まれ方～『古語拾遺』を中心に～」
松本久史氏(國學院大學准教授)
- ・参加者人数 約 130 名

以上

3、神道文化功労者表彰

毎年、当会の「神道文化表彰規程」に基づき、神道文化の昂揚、普及、研究に功績のあった個人もしくは団体を選定し、表彰を行っている。

表彰対象は以下の通りである。

- 1 多年神道文化高揚に精励し、その功績拔群なる個人もしくは団体
- 2 神道文化に関する学術研究において、その功績の顕著なるもの
- 3 神道ならびに神社に関する広報・教化活動において、その功績顕著なるもの
- 4 神道関係団体において、その活動が優秀なるもの
- 5 神道文化高揚のため功労あるもの

支給総額：50万円。表彰選考委員会（平成28年4月12日開催）において決定。

（平成28年5月27日表彰式にて表彰状および記念品料を支給）

《本年度被表彰者名》

- (1) 湯澤 貞 殿 (埼玉県)

氏は、平成16年靖國神社宮司を定年により退き、以後靖國會総代などを務めながら、忠霊の慰霊、顕彰、啓蒙活動に尽力し、終戦70年の昨年『靖國神社のみたまに仕えて』を上梓。本書は、氏の47年に及ぶ神明奉仕の半生が綴られ、わけても所謂「靖國神社問題」についての記述は、当事者としての信念や具体的対処などが述べられ貴重な証言となっている。また、俳人としても活動し靖國神社退職に際して句集『散る桜』を出版するなど、神道文化に貢献。

記念品料8万円支給

- (2) 雅楽道友会殿 (東京都)

雅楽道友会は都内神社での祭典奉仕はもとより、北は北海道函館から南は長崎市まで、その祭典奉仕・演奏会の助勢など活動が広範囲に及び内容も多岐に亘る。近年では東日本大震災の被災神社で継承されてきた伝統芸能の支援活動も行うなど、これまで五十年にわたり民間への雅楽の普及と技術向上に果たした役割は大きい。

記念品料8万円支給

- (3) 和歌山県女子神職会海南海草支部殿 (和歌山県)

同支部は、平成20年より独自の事業として神話紙芝居を継続して製作・上演している。この事業には支部全員で取り組み、毎年、支部内神社の夏祭りや子供が集まる機会、小学校での上演なども7回以上となり、子供やその父兄を対象に日本文化の伝承に努めてきた。現在、支部外の神社からの依頼も受け、工夫を凝らした活動に取り組んでいる。

記念品料8万円支給

(4) 永崎ひまる殿

(東京都)

氏は、絵馬師として多くの神社に「大絵馬」を奉納するなど敬神の念が篤く、また日本文化の「和紙」の普及にも尽力、和紙絵馬製作などで活躍している。甲斐國一宮淺間神社他に大絵馬奉納をするなどの傍らワークショップを開催し、絵馬の歴史、意義、作り方などについて教化・普及に尽力している。

記念品料 8 万円支給

(5) 正院町雅楽会殿

(石川県)

石川県神社庁珠洲支部にある正院町雅楽会は、多年に亘り活動拠点の羽黒神社及び珠洲支部主催の祭典等に演奏奉仕しながら、青少年の奏者育成にも尽力している。また、学校及び老人施設等の演奏活動にも積極的に取り組んでいる。現会員は、宮司、成人、青少年で構成され、毎年練習会を開催し、恒例祭や支部事業等に演奏奉納し、活動が評価される。

記念品料 8 万円支給

(6) 加藤三千雄殿

(石川県)

氏は、昨年、本居宣長を訪ね、私塾鈴屋の門人となった祖先、酒垂神社第十二代宮司加藤吉彦が著した書をもとに『千尋の浜草と藤のかき葉—酒垂神社十二代宮司加藤吉彦の生涯—本居宣長門人一』を上梓した。氏は、古文書の専門家ではないが、先祖の事績を紹介するとの一心で著した本書は、当時の神職の活動を垣間見ることができ、史料的にも価値の高いものとして評価される。

記念品料 8 万円支給

以上 6 件 記念品料額 48 万円

4、神道芸能助成金制度

【I】当会の「神道芸能普及費支給規程」に基づき、神道芸能の普及・昂揚のため活動している個人及び団体に対して、援助金を支給し、その活動を支援している。支援対象は以下の通りである。

- 1 歴史的民俗的に神道及び神社とかかわりある音楽ならびに舞踊(その他これに類するものを含む・以下同じ)
- 2 神道行事に関わる音楽ならびに舞踊
- 3 神社祭祀に関わる音楽ならびに舞踊
- 4 神道文化昂揚普及に関わる音楽ならびに舞踊

支給額：表彰選考委員会(平成 28 年 4 月 12 日開催)において決定。

(平成 28 年 5 月 27 日伝達式にて目録および助成金を支給)

《本年度支給対象者》

(1) 秋津住吉神社百石踊西戸保存会殿

(兵庫県)

住吉神社では、氏子地区十一ヶ村のうち九ヶ村に、室町後期頃の発祥とされる早魃時のみに

雨乞いを祈願し奉納する百石踊りが伝わっている。百石踊りは、定期的に演じられることはなく、生え抜きの長男のみ踊ることが許され、記録も一切認められない厳しい決め事があり、幻の神事芸能として歴史に刻まれてきた。しかしそのような中、平成 24 年より定期的に秋津百石踊りを演じるこことなり、その伝承に力を注いでいる。

助成金 10 万円支給

(2) 三島伶人会殿

(新潟県)

同会は新潟県神社庁管内の伶人が集い、技能の習得・向上や後継者の育成を目的として昭和 43 年組織された。主な活動として鎮守神社の春秋例大祭にて奏楽や神饌献饌の補助、里神楽等の神楽舞を奉納するとともに、2 年ほど前からは毎年 2 月に各地区の高齢者福祉施設を慰問し公演を行っている。また、第六十二回神宮式年遷宮では奉祝行事にて里神楽を奉納するなど、地区内外にて幅広く活動し、伝統芸能護持継承に尽力。

助成金 10 万円支給

(3) 宮城野獅子舞保存会殿

(神奈川県)

同保存会は、箱根町の宮城野に伝承されている伊勢大神楽の獅子舞を継承する団体である。獅子湯立をするという全国でも希少な伝統神事芸能で江戸時代の安永 5 年(1776)に甲州郡内吉田村の萱沼儀兵衛により、仙石原並びに宮城野の里に伝えられたのが始まりと明確に書見され、爾来 240 年の長きに亘り、氏子青年の手によって厳格な戒律と精進潔斎を尽くす行法・作法等が厳重に継承・継続されている。

助成金 5 万円支給

(4) 仙石原神楽保存会殿

(神奈川県)

箱根町の仙石原に伝承されている伊勢神楽系の獅子舞を継承する団体であり、同上の宮城野獅子舞保存会と歴史を同じくする。同上保存会と合わせ「箱根湯立獅子舞保存会」と称する。

助成金 5 万円支給

(5) 宅宮神社の神踊り保存会殿

(徳島県)

宅宮神社の神踊りは、古く平安時代末頃から始まったと伝えられ、毎年 8 月 15 日に五穀豊穰、悪病退散を祈願して氏子馬組が輪番で古式豊かに奉納されてきた。この踊りは、古風を今に伝え一度も中断することなく続いてきたことに価値がある。戦後間もない昭和 26 年全氏子をもって構成される保存会が発足し、氏子が町内の十二の地区ごとにつくる「馬組」が毎年持ち回りで奉納している。

助成金 10 万円支給

(6) 日吉神社太田獅子舞保存会殿

(石川県)

太田町の獅子舞は、日吉神社の祭礼において、神事の「露祓行事」として、古くより伝承され現在に至る。時代の流れとともに地域の少子化が進み、断絶が危惧されたが、昭和 61 年保存会を結成し、獅子舞の次世代への継承、技術の向上、地域の活性化に取り組んでいる。また昨今は地域已ならず他の地域神社においても慶賀祭・奉祝祭などで獅子舞の演舞を行うなど活動範

囲をひろげている。

助成金 5 万円支給

(7) 住吉神社御神事太鼓保存会殿

(石川県)

能登住吉神社は、仁徳天皇の御代、奉斎されたとあり、古く大宮と称された。御神事大太鼓は別名大宮太鼓とも称され神殿に祀られた奇面をつけ神のしもべと化した者たちが日本海に立ちほだかる荒々しい岸壁のごとく打ち鳴らす音は、近隣諸国のものまで魅了し、昔も今も氏子の誇りとなっている。

助成金 5 万円支給

以上 7 件 50 万円支給

【Ⅱ】神道芸能普及費支給（別枠）

本会では、上記【Ⅰ】の支給とは別に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた東北 3 県（宮城県、岩手県、福島県）に対し、理事会（平成 24 年 4 月 4 日開催）において、下記の通り、平成 24 年度より当分の間（5 年間で予定）神道芸普及費を支給し、支援することを決定した。

記

1 支給金額 金 20 万円（各県につき）

（神道芸普及費として毎年 1 回 20 万円を支給）

2 支給額の配分

（1 件につき 20 万円を 2 団体、あるいは 1 件につき 20 万円を 1 団体）

3 支給の対象

（宮城県、岩手県、福島県において「神道芸普及費規程」に該当の団体）

4 推薦者及び選定者

（3 県の神社庁において推薦し、毎年 4 月に開催の神道文化会表彰選考委員会において選定）

5 推薦書類 該当団体の概要及び推薦書を本神道文化会まで送付する。

《本年度支給対象者》

(1) 夏井大梵天神楽保存会殿

(岩手県)

同保存会は、昭和 52 年に結成されたが、歴史は古く、神楽を継承してきた家の伝承によると先祖が山伏修験者で、山伏神楽の系統であるという。一時中断されたが、山伏神楽の特徴の一つである権現による春祈祷、火伏祈祷などの儀礼的な要素が大切に継承されている。平成 6 年からは小学校高学年、中学生への指導なども行っている。

助成金 20 万円支給

(2) 山根神楽殿

(岩手県)

山根神楽は、昭和 50 年、久慈市山根町内各地区に伝わる神楽の衰退により保持継承のために合同の神楽団体となり設立された。現在は山根町唯一の神楽団体として、毎年久

慈市及び近隣町村の祭典に神楽奉納おこなうなど、普及に努力している。

助成金 20 万円

以上 2 件 40 万円支給

以上

II、その他の事業(出版等)

本会は、児童向け教化冊子「杜のシリーズ」8冊を神道青年全国協議会と共同で企画・発行しているが、平成24年度より、良書の普及を目指し、神道文化叢書第1輯の『神道百言』、同第6輯『皇室の御敬神』、同第7輯『続神道百言』を復刻、出版し好評を得ている。本年度は、それぞれ3冊を増刷した。

『神道百言』1000部増刷、『続神道百言』1000部増刷、『皇室の御敬神』500部増刷

以上

○職員に関する事項

職名等	氏 名	就任年月日	担当事務	給 与	備 考
理 事	原田恒男	平成 27 年 9 月	総 括	無	神社本庁より出向
事務局長	浅山雅司	平成 23 年 7 月	事業担当	無	同上
事務局員	岡市仁志	平成 26 年 4 月	事業担当	無	同上
同上	阪本和子	平成 8 年 7 月	会計担当	無	同上

○役員会等に関する事項

(1)理事会

開 催 年 月 日	議 事 事 項	会議の結果
平成 27 年 9 月 7 日 於・神社本庁	【報告事項】 (1)神道文化叢書第 41 輯について (2)理事及び評議員補選について 【審議事項】 (1)評議員会日程について (2)平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの事業報告及び計算書類について 以上	了 承 了 承 可 決 可 決 可 決
平成 28 年 4 月 12 日 於・神社本庁	【報告事項】 (1)平成 27 年度中間報告について 【審議事項】 (1)評議員会日程について (2)平成 28 年度事業計画及び予算について 以上	了 承 可 決 可 決

(2)臨時理事会

開 催 年 月 日	議 事 事 項	会議の結果
平成 28 年 2 月 9 日 於・日本文化興隆財団	【審議事項】 (1) 「神社本庁関係財団合併協議会」について	可 決

(3) 評議員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 27 年 9 月 25 日 於・日本文化興隆財団	【報告事項】 ・ 理事・評議員選出について ・ 神道文化叢書第 41 輯について 【審議事項】 (1) 理事補選の件 (2) 評議員補選の件 (3) 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日 までの事業報告及び継逆書類承認の件 以上	了承
平成 28 年 5 月 27 日 於・東京大神宮マツ ヤサロン	【報告事項】 (1) 平成 27 年度事業中間報告について (2) 事務局移転について 【審議事項】 (1) 平成 28 年度事業計画及び収支予算について 以上	

(4) 監査会

開催年月日	議事事項	審査の結果
平成 27 年 9 月 4 日 於・神社本庁	【監査事項】 (1) 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日ま での事業報告について (2) 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日ま での計算書類及びそれらの付属明細書について 以上	